

医政メモ Q&A

任意団体である日本医師会と、弁護士会との相違について

Q：医師会ってなに？

A：医師会は、世間から金持ち集団の圧力団体と思われていて、医師会から情報を発信しても、色眼鏡で見られる傾向があります。世間からの共感を生まない理由のひとつに、医師会の自浄作用が、ほとんどわからないということもあると思います。そこで今回は、医師会と弁護士会の定款の相違、ひいては会員の不祥事に対する処分の違いについて調べてみました。まず、公益社団法人としての日本医師会は、昭和22年（1947年）、日本医師会、都道府県医師会、都市医師会の、3種で構成される任意加入の団体として発足しました。それまでは、官製強制加入の医師会だったが、GHQの民主化政策で任意団体となった経緯があります。そのときの医師会側は、強制加入でなくなることが、会員数の減少を招き、医師会の存亡にかかわることと、反対していました（日本医師会創立記念誌、戦後50年の歩みより）。現在では、植松日本医師会執行部は、医師会がすべての医師の代表となるべきだという事で、医師は全員強制加入すべきだという意見があることに反対し、「医師会は圧力団体としてのイメージが強いので、全員加入で力が強まれば医師会が肥大化するという考えがある。これで国民の印象がかえってマイナスになり、監督官庁の監視も強まることで、医師会の自主的な行動が制約を受けかねない。現在では強制になる可能性は少なく、メリットも多くない」と発言しています。（平成17年7月10日、4月29日、中国四国医師会連合総会にて植松会長発言）当然、医師会の医師加入率は100%でなく、現在の医師会員の、医師全体に対する組織率は60%です。

Q：弁護士会って何？

A：翻って、弁護士は、国、地方自治体と同じ公法人であり（弁護士法31条）また弁護士法により弁護士会の会員であることが義務付けられています。従って、弁護士法で、弁護士会から、会員の登録抹消請求、登録を拒否された場合の、理由開示、拒否された側の高等裁判所への取り消し訴えの提訴が定められています。また会員への懲戒権が認められていて、これは官報で公示されます。また「自由と正義」という機関誌にも掲載されます。実際は、懲戒の請求は誰でも出来、所属の弁護士会に請求します。懲戒の請求があればまず内部の綱紀委員会にかけられ、ここで、審査相当と認められれば、懲戒委員会に諮られます。懲戒処分は戒告から、除名（三年間の弁護士活動の禁止）まであります。

Q：医師会としての浄化組織は？

A：医師会は、1947年（昭和22年）第1回代議員会が開かれ、新生医師会設立要綱と定款が決められました。このときに医師会の司法機関として裁定委員会を設置、会員に対する制裁、医師会間の紛争の調停を行うとし、都市医師会の裁定委員会が裁定し、不服があれば、都道府県裁定委員会、日本医師会裁定委員会に申し出ることが出来るようになりました。

弁護士会では、入会は必須であり、入会拒否にあえば、最高裁まで争えます。一方、医師会は任意団体であり、都市医師会で、入会審査はありますが、大概の場合入会は認められます。不祥事を起こした会員は、事情が表沙汰になる前に出来るだけ自主退会を勧めている現状です。札幌市医師会では過去に除名処分の記録はないようです。自主退会さすのがいいのか、除名処分を先行さすのがいいの

か、難しい問題です。

Q：定款を変えて、医者は全員加入にすれば

A：現在の日医執行部は乗り気でなく期待できません。それと民法34条によって規定されている公益社団法人の設立許可、指導監督基準がKSD事件以来厳しくなって、特定団体のみの相互救済、福利厚生を目的とするもの

は適当でないと判断されるようになり、公益法人の機関決定の場である理事についても、関係業界の関係者は2分の1以下とするとされ、定款を変えることは、その現在の指導基準を適応される可能性が高く現実的でなさそうです。

(政策部担当理事 宮崎 誠一)

会員の不祥事に対する対処

<医師会>

郡市医師会裁定委員会



都道府県裁定委員会



日本医師会裁定委員会

※実際の医業に対する処分は厚労省の管轄で行われます。

<弁護士会>

綱紀委員会



高等裁判所



最高裁判所

※わかりやすい図式ではありません。